

第3期京都府がん対策推進計画の進捗状況について（令和6年度）

資料 1

施策の方向		指標分類	番号	再掲	指標	基準値		実績値 (令和6年度報告)		目標値 (令和11(2029)年度)		進捗 状況	データソース	令和6年度の取組状況	今後の取組方針等
②たばこ対策															
		中間アウトカム指標	B 2	再掲	がん種別年齢調整罹患率（人口10万対）（胃）	令和元（2019） 年度	45.5	令和2（2020） 年度	39.1	減少	○	京都府がん実態調査報告書	たばこ対策に係る各施策を実施することにより、目標値の達成を目指す。		
				再掲	がん種別年齢調整罹患率（人口10万対）（肺）	令和元（2019） 年度	45.1	令和2（2020） 年度	43.6	減少	○	京都府がん実態調査報告書			
				再掲	がん種別年齢調整罹患率（人口10万対）（大腸）	令和元（2019） 年度	58.0	令和2（2020） 年度	55.4	減少	○	京都府がん実態調査報告書			
				再掲	がん種別年齢調整罹患率（人口10万対）（女性乳房）	令和元（2019） 年度	89.4	令和2（2020） 年度	92.2	減少	—	京都府がん実態調査報告書			
防 煙 （ 未 成 年 者 の 喫 煙 防 止 ）	○たばこに関する啓発 ○防煙教育の人材育成や環境整備 ○未成年がたばこを入手できない環境整備	アウトプット指標	C 2		小中高等学校及び特別支援学校における防煙教育の実施校数	令和4（2022） 年度	124校	令和5（2024） 年度	131校	200校	○	健康対策課調べ	・保健所での防煙教育を実施(22校) ・生命のがん教育の中で防煙教育を実施(令和5年度 109校)	継続して取組を実施	
					20歳未満の者の喫煙率	—	—	—	—	0		—			
禁 煙 支 援	○禁煙治療・支援体制の充実 ○相談窓口の充実 ○喫煙者や妊娠中の方への禁煙の働きかけ				禁煙治療を行っている医療機関数	令和5（2023） 年度	365施設	令和6（2024） 年度	357施設	460施設	—	診療報酬施設基準届出状況	・NPO京都禁煙推進研究会等と共催で、禁煙外来講習会を開催(R7.2.16) ・NPO京都禁煙推進研究会及び京都市と協働し、世界禁煙デーイベントを開催(R6.5.30～R6.6.5) ・禁煙啓発リーフレットによるイベント等での啓発を実施	・NPO京都禁煙推進研究会等との共催による禁煙外来講習会にて医療機関へ周知を実施 ・世界禁煙デーイベントへの協力団体の拡充を図る等、啓発活動を強化	
					禁煙支援薬局数	令和5（2023） 年度	132施設	令和6（2024） 年度	136施設	160施設	○	京都薬剤師会HP			
					喫煙率（全体）	令和4（2022） 年度	13.2%	令和4（2022） 年度	13.2%	12.3%		府民健康・栄養調査			
					喫煙率（男性）	令和4（2022） 年度	21.3%	令和4（2022） 年度	21.3%	19.8%		府民健康・栄養調査			
					喫煙率（女性）	令和4（2022） 年度	5.8%	令和4（2022） 年度	5.8%	5.4%		府民健康・栄養調査			
					妊娠中の喫煙率	令和3（2021） 年度	2.1%	令和4（2022） 年度	1.8%	0%	○	母子保健実施状況調査			
				受 動 喫 煙 防 止	○受動喫煙防止憲章の啓発 ○改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の推進		受動喫煙の機会を有する者の割合（行政機関）	令和4（2022） 年度	5.4%	令和4（2022） 年度	5.4%	0%			
	受動喫煙の機会を有する者の割合（医療機関）					令和4（2022） 年度	6.4%	令和4（2022） 年度	6.4%	0%		府民健康・栄養調査			
	受動喫煙の機会を有する者の割合（職場）	令和4（2022） 年度	18.1%			令和4（2022） 年度	18.1%	受動喫煙のない職場の実現を目指す		府民健康・栄養調査					
	受動喫煙の機会を有する者の割合（家庭）	令和4（2022） 年度	5.8%			令和4（2022） 年度	5.8%	3.0%		府民健康・栄養調査					
	受動喫煙の機会を有する者の割合（飲食店）	令和4（2022） 年度	19.5%			令和4（2022） 年度	19.5%	15.0%		府民健康・栄養調査					

資料2

受動喫煙防止対策に係る月別の相談及び 喫煙可能室設置届出状況について

単位(件)

年度	月	相談件数	喫煙可能室設置施設 届出書数
元	7月	128	16
	8月		
	9月	81	17
	10月	89	15
	11月	43	6
	12月	55	13
	1月	77	11
	2月	284	219
	3月	669	634
計		1,426	931
2	4月	215	148
	5月	37	20
	6月	51	10
	7月	28	4
	8月	21	3
	9月	22	1
	10月	29	3
	11月	26	1
	12月	13	3
	1月	10	0
	2月	11	1
	3月	15	1
計		478	195
3	4月	12	0
	5月	8	0
	6月	11	1
	7月	8	0
	8月	7	0
	9月	9	1
	10月	8	0
	11月	11	0
	12月	7	1
	1月	8	0
	2月	3	1
	3月	7	0
計		99	4

4	4月	11	-1
	5月	9	0
	6月	13	0
	7月	5	0
	8月	7	0
	9月	5	0
	10月	11	0
	11月	6	0
	12月	4	0
	1月	5	0
	2月	3	1
	3月	5	0
	計	84	0
5	4月	8	1
	5月	8	0
	6月	10	0
	7月	9	0
	8月	9	0
	9月	11	0
	10月	9	0
	11月	2	0
	12月	5	0
	1月	7	0
	2月	6	0
	3月	13	1
	計	97	2
6	4月	6	0
	5月	11	1
	6月	4	0
	7月	9	0
	8月	11	0
	9月	10	-1
	10月	7	0
	11月	3	1
	12月	9	0
	1月	7	1
	2月		
	3月		
	計	77	2
総計		2, 261	1, 134

※相談件数:健康対策課及び各府保健所による相談対応

※喫煙可能室設置施設届出書数:各府保健所受付分

受動喫煙防止対策相談受付内容(健康対策課分)

R1.9.1～R7.1.31

相談先	相談内容	件数	割合
健康対策課	既存特定飲食提供施設要件の問合せ	31	10.2%
	保健所からの相談	27	8.9%
	特定屋外喫煙場所要件の問合せ	20	6.6%
	改正健康増進法全般への問合せ	22	7.2%
	喫煙専用室要件の問合せ	17	5.6%
	ステッカー等の資材提供依頼	11	3.6%
	上乗せ条例の有無に関する問合せ	9	3.0%
	特定施設の問合せ(1種or2種)	6	2.0%
	指定タバコとはなにかという問合せ	5	1.6%
	助成金に関する問合せ	5	1.6%
	通報	9	3.0%
	情報公開請求に関する問合せ	3	1.0%
	憲章に関する問合せ	1	0.3%
	罰則規定の問合せ	1	0.3%
	禁煙外来に関する問合せ	1	0.3%
	その他	42	13.8%
	計	210	68.9%
	京都市内の施設のため市窓口案内	95	31.1%
	総計	305	100.0%

※うちR6は22件

取組例

1. タバコフリー京都と共催 世界禁煙デーにおけるライトアップ



取組例

2.各所イベントでの啓発

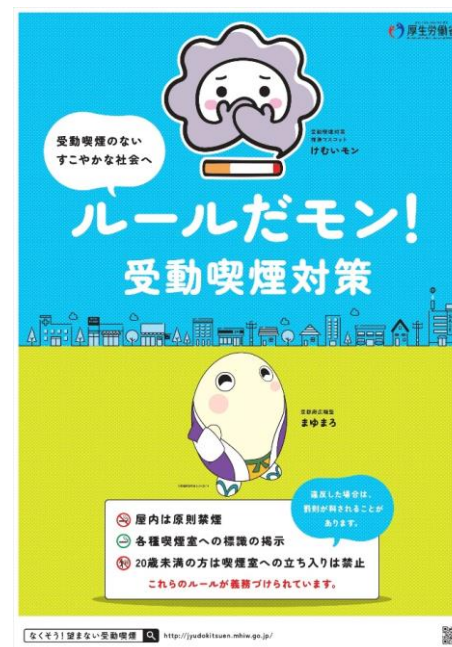


取組例

3.各種啓発資材



防煙マンガ『タバコって何だろう?』



厚生労働省とのコラボポスター

取組例

4. デジタルサイネージの放映



なくそう！
望まない受動喫煙

京都府健康福祉部



※携帯電話から利用する際はQRコードを読み取ってください

府民のみなさまへ！

- 屋内での喫煙は、喫煙室限定です。
- 入店前に喫煙室設置のステッカーを確認してください。
- 20歳未満の方は喫煙エリアに立入禁止



※詳細については右記サイトをご確認ください。



※携帯電話から利用する際はQRコードを読み取ってください

改正健康増進法について

- 飲食店や事業所などの屋内は原則禁煙です。
- 学校、病院などは原則敷地内禁煙です。



※詳細については右記サイトをご確認ください。



※携帯電話から利用する際はQRコードを読み取ってください

京都府各保健所における令和5年度の取組実績

	防煙（未成年者の喫煙防止）	禁煙支援	受動喫煙防止	その他
乙訓	・防煙教育媒体の貸出(小学校2校) ・市町の健康づくりイベント(各市町歯のひろば)、大山崎町民体育祭での防煙教育媒体の展示	・「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」に総合庁舎ロビーにポスター掲示 ・市町の健康づくりイベント(各市町歯のひろば)、大山崎町民体育祭、子育てふれあいフェスタでのパンフレット配布 ・禁煙支援施設のチラシの更新、保健所ホームページへの掲載、健康づくりイベントでの配布	・「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」に総合庁舎ロビー・保健所面接相談コーナーに飲食店に対して禁煙ステッカー、受動喫煙防止啓発ティッシュを配布 ・市町の健康づくりイベント(各市町歯のひろば)、大山崎町民体育祭、子育てふれあいフェスタでのポスター掲示、パンフレット配布 ・受動喫煙防止啓発ティッシュの作成	
山城北	・NPO法人、地元市町と連携した防煙教室(中学校2校) ・出前語らい(小学校1校) ・大学での啓発イベント(3校)	・世界禁煙デー・禁煙週間に合わせ、保健所ロビーに啓発コーナーを設置 ・商工会健診にて、呼気CO濃度測定、喫煙者へ禁煙パンフレットの配布 ・各イベント出展時、喫煙者へ禁煙パンフレットの配布等	・府民や事業所、市町からの受動喫煙防止に係る相談対応、指導助言 ・商工会健診にて啓発ポスターの掲示、物品の展示 ・飲食店営業等の窓口集中受付期間に合わせ、保健所ロビーに改正健康増進法に関する啓発コーナーを設置	・たばこ対策に関する物品貸出(R6.5 HP更新、R6実績:3市町村)
山城南	・啓発物品貸出(5/31 和東中学校、7/4 精華中学校) ・防煙教室実施(7/4 精華中学校、9/18 木津高校 タバコフリー京都と合同開催)	・ポスター掲示と啓発グッズ配架(5/30～6/6、木津総合庁舎及び保健所ロビー) ・メール周知(5/30 世界禁煙デー、木津庁舎等職員対象)	・デジタルサイネージによる啓発(5/30～6/6、高の原イオンにて)	特になし
南丹	・喫煙防止教室の実施(高校4、大学1) ・啓発媒体の貸出(中学校3) ・小学校用講義DVDの貸出(小学校1) ・講義用DVDの動画(小学校・中学校用)を京都府公式YouTubeチャンネルに限定公開 ・管内全小学校・中学校・高校を対象に喫煙防止教室実施状況調査を実施 ・成人式における啓発ティッシュの配布(1,130部)	・禁煙外来・禁煙支援歯科医院・禁煙支援薬局のチラシを更新し、医療機関や市町へ配布(930部) ・妊婦・子どもの受動喫煙防止チラシの更新・配布(1,780部) ・上記のチラシを南丹保健所HPに掲載 ・啓発媒体の貸出(市町事業の禁煙相談会2回、イベント3回) ・京都労働基準協会園部支部健康診断後の健康づくり応援コーナーにて喫煙者へのスモーカーライザーの実施や卒煙リーフレット等を配布 ・きょうと健康づくり実践企業へ出前講座を実施(1社)	・世界禁煙デー・禁煙週間に合わせで、歯の健康8020推進部会と合同で園部庁舎内での啓発を実施。シールアンケートとCOPDの啓発チラシ、歯ブラシを配布(750部)。南丹保健所HPへ記事掲載。 ・禁煙週間から始まる1ヶ月間をタバコ対策強化月間とし、タバコ環境部会作成の受動喫煙防止ポスターを管内の医療機関や教育機関等へ配布(319ヶ所) ・禁煙週間にデジタルサイネージによる啓発(イオン亀岡店)とKCNなんたんの文字放送を実施 ・受動喫煙に関する相談対応(9件)	・「京都丹波地域におけるタバコ対策指針 令和6年度改定版」の作成・配布(175部) ・京都丹波地域子育て応援フェスタにて、受動喫煙防止ポスター(厚労省及び京都丹波地域)の掲示や肺気腫モデル等の展示を実施 ・毎月禁煙の日に、亀岡・園部総合庁舎の職員に啓発メールを配信
中丹西	・薬物乱用防止教室内でたばこの害について実施(小学校2校 担当:環境衛生係)	・世界禁煙デー・禁煙週間に合わせ福知山総合庁舎内府民ホール及び保健所掲示板にポスター掲示、図書館にタバコクイズを展示。 ・管内の禁煙外来実施状況を確認。		・出前講座(健康な生活習慣について)でタバコの害を説明。
中丹東	・学校に防煙教育用パンフレット配布 ・綾部市の健康イベント会場で、防煙教育媒体を展示して啓発	・職場の健康づくり研修会開催して、禁煙について講演 ・綾部市の健康イベント会場で、禁煙リーフレット配布 ・健康増進普及月間等に、保健所にポスター掲示 ・中丹地域禁煙支援医療機関のチラシを更新して保健所に掲示	・世界禁煙デー・禁煙週間に、保健所に啓発コーナー設置、府庁舎2カ所及び近隣病院内にポスター掲示、啓発物品等配布 ・綾部市の健康イベント会場で、呼気一酸化炭素濃度測定して啓発 ・飲食店に受動喫煙対策のパンフレット・禁煙ステッカー配布	
丹後	・喫煙防止教室の実施(中学校2校) ・体験型防煙教育物品の貸し出し(中学校1校)	・世界禁煙デー・禁煙週間にあわせて、保健所ロビーにポスターを掲示、また広域振興局の府民ホールにて啓発 ・事業所で利用者向けの健康教育を実施 ・体験型防煙教育物品の貸し出し(企業1件) ・ポスター配布と禁煙治療実施状況確認のための医療機関訪問	・世界禁煙デー・禁煙週間にあわせて、保健所ロビーにポスターを掲示、また広域振興局の府民ホールにて啓発 ・改正健康増進法に係る受動喫煙防止対策の相談対応、企業訪問、産業保健師との連携	

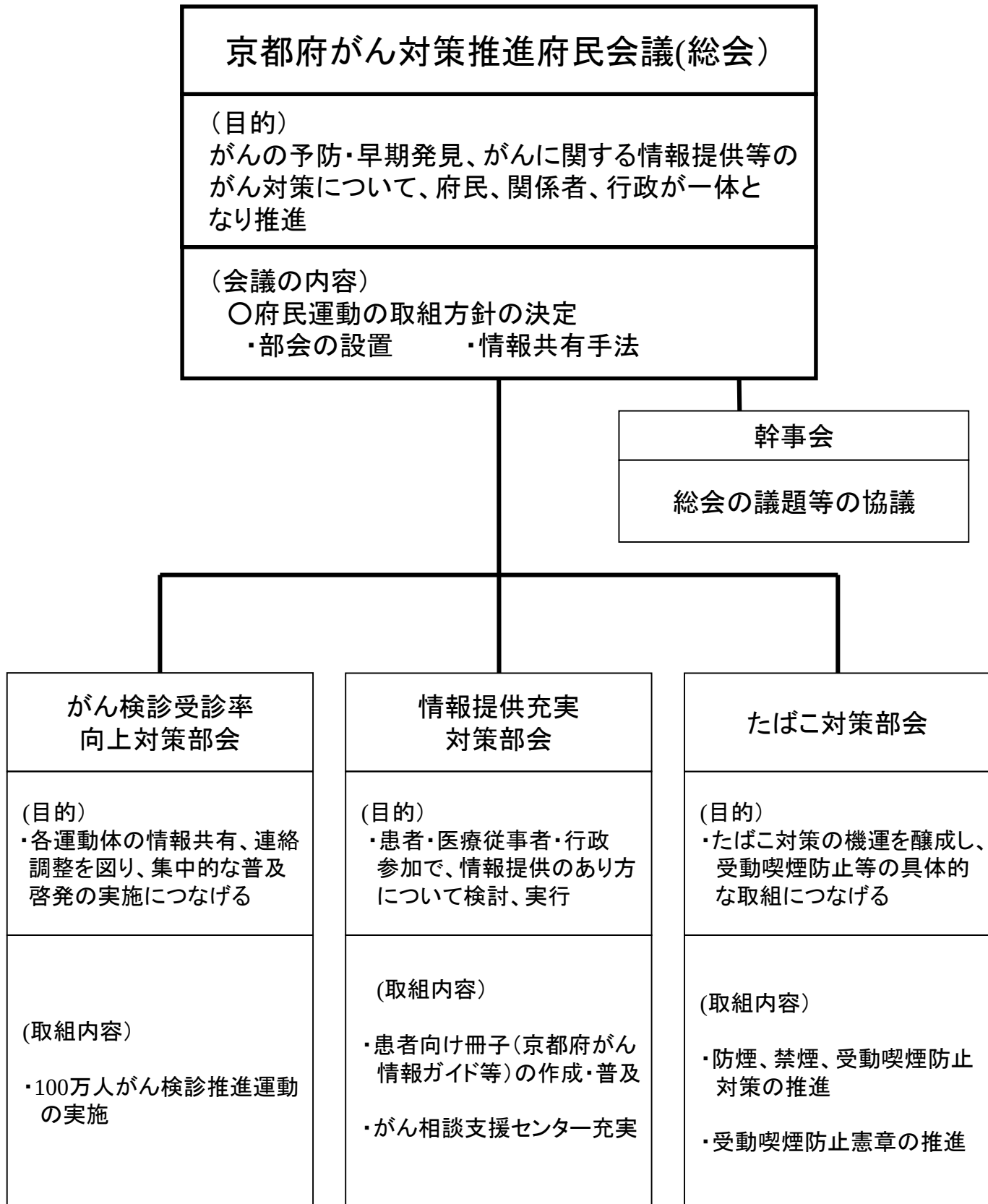
各団体における令和6年度の取組実績

	防煙 (未成年者の喫煙防止)	禁煙支援	受動喫煙防止	その他 (改正健康増進法に関すること 等)
一般社団法人 京都府医師会	京都禁煙推進研究会との共催に て、京都府内の小・中学校・高校 で防煙授業・防煙セミナーを実施	職員に対し禁煙指導を実施	会館に啓発ポスターを掲示	肺がん検診の受診者に配布する 卒煙パンフレット約5万枚を市 町村へ提供
一般社団法人 京都府歯科医師 会	特記なし	リーフレット「歯と口の健康教 室」内で喫煙による口腔がんリス クの啓発	郡市区で行なわれているイベント 「歯のひろば」で啓発	特記なし
一般社団法人 京都府薬剤師会	特記なし	・会員薬局に対して「禁煙支援薬 局認定研修会」を開催 (参加者数：146名) ・禁煙支援薬局の認定(164薬局 ／令和7年1月時点)および当会 ホームページへ一覧を掲載	特記なし	・加熱式タバコ・シーシャ(水 タバコ)の仕組みおよび現状に ついてのリーフレット作成およ び会員薬局等への配布
特定非営利活動 法人 京都禁煙推進研 究会	防煙教育の防煙教育の実施56回 6019名対象(小学校2回、中学校 42回、高校7回、大学1回、看護専 門学校4回)3月末までの予定	第39回禁煙指導講習会(第11回禁 煙外来講習会)	2024世界禁煙デー啓発イベント (HPでクイズに応募し全問正解者 から抽選で景品授与)。応募者は 317名であった。また、府庁、市 庁、府医師会館などでライトアッ プを行った。	・第13回ヘルシーキャンパス フォーラムで学生らに啓発 ・禁煙外来体制整備のために必 要な情報の検討のためオンライ ンによりアンケート実施(36 2施設)
京都府飲食業生 活衛生同業組合	20歳未満の従業員を喫煙エリア へ立ち入らせない	特記なし	望まない受動喫煙を防止するた めに店頭表示掲出	組合員に改正健康増進法の再周 知と厳守を促す
京都労働局	特記なし	特記なし	職場における受動喫煙防止対策の 推進、既存特定飲食店対象の受動 喫煙防止対策助成金制度の周知、 相談対応	特記なし
京都市	・喫煙防止教育の実施(R6年度見 込み：中学校28回) ・防煙パンフレットの配布(市立 中学1年生、市立高校1年生)	・保健福祉センターにおける肺が ん検診受診者等への短時間禁煙支 援の実施	・相談窓口の運用 ・飲食店等への個別指導の実施 (監視・指導) ・通報に基づく違反事案への対応 ・市政広報版(市内10,600か所) に啓発ポスターの掲示	特記なし

各団体における令和6年度の実績

	防煙 (未成年者の喫煙防止)	禁煙支援	受動喫煙防止	その他 (改正健康増進法に関する事 等)
宇治市 (京都市市長 会)	特記なし	①健康づくり推進課で実施している特定保健指導において、対象者が「禁煙」を目標に設定した際、地区担当保健師・栄養士による禁煙支援を実施②職員厚生課において、市職員向けに発行している「健康相談室だより」に禁煙外来等について掲載	①市広報誌の「健康コラム」において、世界禁煙デーに合わせて、宇治市健康づくり・食育アライアンス加入団体である「山城北保健所」とコラボし、受動喫煙に関する記事やコメントやイラストを掲載 ②職員厚生課において、市職員向けに発行している「健康相談室だより」に「世界禁煙デー」「禁煙週間」について掲載③市ホームページに「世界禁煙デー」のバナー掲載④市公式LINEにおいて「世界禁煙デー」について投稿⑤駅付近で喫煙している者をみかけた市民からの苦情対応および駅周辺への受動喫煙防止啓発ポスターの掲示⑥京都文教学園宇治キャンパスにおいて、本庁および山城北保健所と防煙啓発を協働実施	①市広報誌の「健康コラム」において、「山城北保健所」による記事に掲載
精華町 (京都府町村 会)	特記なし	健康づくりのための職員健康運動部会による禁煙ポスターの作成・掲示。妊婦や新生児訪問等での禁煙指導。ホームページや母子手帳アプリを活用した情報発信。	ホームページや母子手帳アプリを活用した情報発信。	特記なし
京都府商工会議 所連合会	特記なし	特記なし	本所内の事務室、会議室など専有スペースにおいて全て禁煙を実施	本所の会員様を対象に健康づくりに関するパンフレット等による情報提供
京都府商工会連 合会	特記なし	特記なし	特記なし	特記なし
公益財団法人 京都府生活衛生 営業指導セン ター	特記なし	特記なし	1 生衛業受動喫煙防止対策助成金の周知（HP掲載） 2 京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会に出席	特記なし
京都府中学校長 会	各校で警察と連携した「非行防止教室」、「薬物乱用防止教室」を実施	特記なし	特記なし	特記なし

京都府がん対策推進府民会議の組織について



京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会設置要領

(目的)

第1条 府民を喫煙及び受動喫煙による健康被害から保護することを目的として、府民や関係機関、施設管理者等が一体となつてたばこ対策を推進するため、京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 部会は、保健医療関係団体、特定非営利活動法人、施設管理者関係団体、行政機関、教育機関、学識経験者等（以下「構成団体等」という。）で構成する。

(部会の開催・運営)

第3条 部会は、必要に応じ開催するものとし、京都府健康福祉部長が招集する。

(協議事項)

第4条 部会は、主に次の事項について協議するものとする。

- (1) 京都府におけるたばこ対策の取組の推進に関すること
- (2) その他たばこ対策に関する必要な事項

(部会長)

第5条 部会に、部会長を置く。

- 2 部会長は、部会の会務を総理する。
- 3 部会長は、構成団体等の互選によって定める。
- 4 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第6条 部会は、必要があるときは、構成団体等以外の団体等から意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、京都府健康福祉部健康対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の設置・運営に関し必要な事項は、構成団体等が協議の上、別途定める。

附 則

この要領は、平成23年11月28日から施行する。